

# ○那珂市議会基本条例

平成25年9月30日

条例第25号

改正 平成29年3月8日条例第1号

令和2年9月18日条例第26号

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 市民及び議会（第5条—第8条）

第3章 議会運営（第9条—第11条）

第4章 議会組織（第12条—第15条）

第5章 市長等、議会及び議員（第16条—第19条）

第6章 議員の活動原則（第20条—第23条）

第7章 議会及び議員の責務と見直し手続（第24条・第25条）

### 附則

那珂市議会は、市民の意見を市政に反映する住民自治及び国から独立して地方行政を行う団体自治に基づき地方分権を推進するため、那珂市の議決機関として、政策形成機能及び執行機関に対する監視機能の充実強化など、議会運営の改善及び改革に取り組み、市民に開かれた議会として、存在感のある信頼される議会を目指すことを決意し、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び関係法令に定めのある議会の権限を行使し、使命を十分に果たすため、議会及び議員の基本原則、その他議会に関する基本事項を示し、開かれた議会として、市民の負託に応え、市民の生活及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 市民 市内に在住し、又は勤務し、若しくは通学する個人及び市内で活動する法人その他の団体をいう。

（2） 市長等 市長及び執行機関の職員をいう。

#### （議会の基本原則）

第3条 議会は、市政の監視、意思決定等をする重要な責務を担うことから、次に掲げる事項を基本原則として運営するものとする。

（1） 議員の自由討議と民主的な合意形成により、公正で最良な市の意思決定をすること。

（2） 市政等に関する調査研究を行い、監視、改善及び政策策定をすること。

（3） 本会議、常任委員会及び特別委員会（以下「会議等」という。）の内容について、市民に情報提供をすること。

- (4) 市民の意見を聴取する機会を確保すること。
- (5) 会議等は、公開すること。
- (6) 効率的で効果のある議会運営を行うため、改善や改革に取り組むこと。

(議員の基本原則)

第4条 議員は、議会において、次に掲げる基本原則により活動するものとする。

- (1) 品位を保持し、公正で誠実な責任ある言動をすること。
- (2) 自由討議により、論点及び争点を明確にして合意形成に努めること。
- (3) 市政等に関する調査研究を行い、政策提言に努めること。
- (4) 市民の多様な意見の的確な把握に努めること。
- (5) 議会の内容について、市民への説明責任を果たすこと。

## 第2章 市民及び議会

(市民及び議会の関係)

第5条 議会は、市民の意見を市政に反映させて意思決定を行う議決機関であることから、議会への市民参加の機会を確保するなど、市民に開かれた議会を目指すものとする。

(意見陳述)

第6条 議会は、提出された請願及び陳情の審査において、提出者の要望により意見陳述の機会を設けるものとする。

(議会報告会)

第7条 議会は、市民に対して議会の結果を報告し、市民と意見を交換する場として、議会報告会を年に1回以上開催しなければならない。

(議会の情報提供)

第8条 議会は、市民に対して、議会に関する内容を広報紙、ホームページ等を利用して情報提供を行うものとする。

## 第3章 議会運営

(議員の自由討議)

第9条 議員は、会議において、論点及び争点を明確にし、議員相互の自由討議を尽くした上で、合意形成を図り結論を出すものとする。

(議会の調査制度等の活用)

第10条 議会は、議案等の審査又は市の事務に関する調査において必要がある場合は、市民、学識経験者等の意見を議会の審議に反映させるため、地方自治法の規定による専門的知見の活用、公聴会、参考人制度等を活用するものとする。

(常任委員会の活性化)

第11条 常任委員会は、所管する事項について、自由に調査活動を行うことができる機関であることから、議会閉会中においても開催するなど、その機能を十分に発揮して、市政の課題に関して調査研究を実施するものとする。

2 常任委員会は、政策立案及び政策提言を行うものとする。

## 第4章 議会組織

(議員定数及び議員報酬の改正)

第12条 議会は、議員提案により議員定数及び議員報酬を改正するときは、市民

の意見を聴取するため、公聴会等を活用するものとする。

(附属機関の設置)

第13条 議会は、審査、調査又は諮問のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を置くことができる。

(議長及び副議長の選出)

第14条 議会は、議長及び副議長の選出に当たり、選出の過程を市民に明らかにするため、本会議において、それぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設けるものとする。

(議会予算)

第15条 議会は、独立した議決機関であり、その権限を遂行し、その機能を十分活用し、効率的な議会運営を実現するため、必要な予算の確保について市長に要望するものとする。

## 第5章 市長等、議会及び議員

(反問及び一問一答)

第16条 議会の会議等において、出席している市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

2 議会の会議等において、議員及び市長等の質問又は質疑に対する応答は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとする。

(市長による政策の形成情報の説明)

第17条 議会は、市長が提案する政策、施策、事業、計画等（以下「政策等」という。）について、その政策等の論点を明確にし、政策等の水準を判断するため、市長に対し、原則として次に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 起源及び背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 市民参加の有無及びその内容
- (4) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたるコスト計算

(市長の附属機関への議員就任)

第18条 議会は、市長等との緊張感のある関係を保持する観点から、議員が市長附属機関等の構成員となることについて、慎重に判断するものとする。

(市長等との緊張感の保持)

第19条 議会は、市長等と議員との関係の透明性を図るため、議員が行う市長等への口頭による要請に対して、日時、要請内容、対応、経過等を記録した文書の作成に努めるよう市長等に求めるものとする。

## 第6章 議員の活動原則

(政務活動費の透明性の確保)

第20条 政務活動費については、使途の透明性を確保するために、領収書等の証拠書類を公開するとともに、政務活動費による活動成果を市民へ報告するものと

する。

2 政務活動費に関しては、別に条例で定めるところによる。

(政治倫理の遵守)

第21条 議員は、倫理性を常に自覚し、良心及び責任を持ってその責務を果たすとともに、品位の保持に努め、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

2 政治倫理に関しては、別に条例で定めるところによる。

(会派)

第22条 議員は、基本的政策が一致する議員をもって議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案及び政策提言を行うことを目的とし、調査研究に努め、もって議会の活性化に資するものとする。

3 会派に関しては、別に定めるところによる。

(議員研修の実施)

第23条 議会は、議員の政策立案及び政策提言能力の向上を図るため、議員研修を実施し、その内容について充実・強化に努めるものとする。

第7章 議会及び議員の責務と見直し手続

(議会及び議員の責務)

第24条 議会及び議員は、この条例を遵守し、市民に対する責務を果たさなければならない。

(見直し手続)

第25条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合は、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を説明しなければならない。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成29年条例第1号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。